

鳴門市再生可能エネルギー設備等普及促進事業補助金 よくある質問（Q&A）

令和7年6月2日更新

▼ 補助金について

Q1 今年度の補助対象設備及び補助限度額、補助件数は？

次の3つの設備が補助対象です。また、3つの設備の同時申請が可能で、最大30万円の補助となります。
なお、予算額に達した時点で受付終了となります。（予算額1,500万円）

- ①：住宅用太陽光発電システム…1件5万円 ②：家庭用蓄電池システム…1件10万円
- ③：①+②同時設置の場合…+5万円 ④：電気自動車等充電システム（V2H）1件10万円

※金額はすべて上限の金額で、補助は同一の項目について1回限り

Q2 残りの予算額は？

市公式ウェブサイトで公表します。

電話でお問い合わせの場合は環境政策課（088-684-0783）までご連絡ください。

▼ 補助金交付対象者について

Q3 建物を共有名義で所有していますが、補助金を利用できますか？

利用できます。補助金交付申請書の「承諾者」欄に、該当する住宅の共有者全員が記入してください。

Q4 申請者と電力会社との契約者が異なる場合、補助金を利用できますか？

自己使用しない場合、補助金の利用はできませんので、申請の際ご注意ください。

Q5 自分の所有する収益物件（賃貸住宅等）に設置する場合は、補助金を利用できますか？

住宅の居住部分で自己使用しない場合、補助金の利用はできません。

Q6 分譲マンションで共用部分に設置する場合、管理組合で申請可能ですか？

住宅の居住部分で自己使用しない場合、補助金の申請はできません。

Q7 補助対象設備が設置済みの建売住宅を購入する場合、補助金を利用できますか？

利用できます。ただし、補助金交付決定を受けた後に、住宅の引き渡しを受けてください。

※実績報告時に当該建物に係る引き渡し日がわかるもの（登記事項証明書等）の提出をお願いします。

▼ 補助金交付申請手続きについて

Q8 設備設置工事に着手する前に申請とのことですが、こういったタイミングを指しますか？

モジュールの架台やパワーコンディショナーへの配線工事等、補助対象設備の設置に関連する工事を指します。その他の工事（リフォームの外装工事等）に着手している場合は、事前にご相談ください。設備設置工事は、必ず補助金交付決定を受けた後に着手してください。

Q9 申請してからどの程度で補助金の交付が決定しますか？

必要な書類が全て提出された場合、概ね3週間程度で書類審査・補助金交付決定をし、申請者宛に「交付決定通知書」を送付します。

Q10 申請時点で市外に住んでいる場合、申請書の「住所」欄にはどの住所を書けばいいですか？

今現在、住民票がある住所を記入ください。Q18もご確認ください。

Q11 申請の添付書類についてどのような書類が必要ですか？

①補助対象設備の設置予定場所を示す位置図

「住宅地図」や「インターネット等の地図」等を添付してください。

②補助対象設備の設置に係る見積書その他書類の写し

設置に係る「見積書」や「工事請負契約書」等を添付してください。

③発電された電力の使用形態が分かる書類の写し（住宅用太陽光発電システム）

電力会社との電気需給契約等の写しを添付してください。

④工事着手前等の現況が確認できる写真

補助対象設備の設置工事着工前の現状を確認できるカラー写真（申請書提出日以前1カ月以内に撮影されたもの）を添付してください。補助対象設備ごとの注意点は以下のとおりです。

《住宅用太陽光発電システム》

既築住宅の太陽光発電システムの場合は、工事着工前であることが確認できるよう、足場を組んでいない状態等で、住宅全景写真に撮影日を表示または写り込ませた写真に、設置予定場所を矢印で明示してください。

《家庭用蓄電システム・電気自動車等充給電設備(V2H)》

工事着工前で未設置の状態であることが確認できるよう、設置予定箇所（周辺を含む）に撮影日を表示し、設置予定箇所を矢印等で明示してください。なお、既築住宅に家庭用蓄電システムまたはV2Hを単独で申請する場合は、既設太陽光発電システムに接続するため、太陽光パネルを設置している写真または太陽光パネル接続を示すモニターの写真を添付してください。

⑤申請者の本人確認書類の写し

マイナンバーカードの表面のみ（裏面にある個人番号は必要ありませんので写り込まないように注意してください）や、自動車運転免許証、健康保険被保険者証などの、申請者が本人確認として提示することに使用するものをコピーして提出してください。

▼事業の変更・中止について

Q12 どのような場合に「事業変更承認申請書」を提出しないといけないのですか？

事業内容が大幅にに変更になった場合のみ、「事業変更承認申請書（様式第3号）」と別紙「計画変更書」、当該変更が確認できる書類を添えて提出してください。

大幅な変更とは、「申請者」「設置予定場所」「建築区分」「販売店（手続き代行者も含む）」を変更する場合や、見積金額が100万円を超える増減、各システムの型番の変更等がある場合です。

該当する場合は、遅滞なく「事業変更承認申請書」等の必要書類を提出してください。

設置に要する費用の軽微な変更などの場合には提出は不要ですが、提出の要否にかかわらず、申請時と内容が変更になった場合は環境政策課まで連絡ください。

Q13 補助申請していた住宅用太陽光発電システムが10kW以上になってしまった場合は？

補助の対象となりませんので、「事業廃止承認申請書（様式第5号）」を記入の上、至急、環境政策課に提出ください。

Q14 諸事情により補助対象設備の設置工事をやめた場合？

「事業廃止承認申請書（様式第5号）」を記入の上、至急、環境政策課に提出ください。

▼補助金実績報告書について

Q15 実績報告書はいつまでに提出すればいいですか？

工事等の完了日から30日以内または令和8年3月27日のいずれか早い日までに、報告書を提出してください。期日を過ぎると補助金を交付できない場合がありますのでご注意ください。

Q16 添付書類の「補助対象設備の設置状況を示す写真」とは何が必要ですか？

補助対象設備設置後の現状を確認できるカラー写真を添付してください。可能な限り、申請時の写真と比較できるように撮影してください。補助対象設備ごとの必要写真は以下のとおりです。

《住宅用太陽光発電システム》

設置した太陽電池モジュールが確認できる「建物全景と太陽電池モジュールの設置写真」及び、パワーコンディショナーの機器全体が確認できる「パワーコンディショナー設置の全体写真」が必要です。

《家庭用蓄電システム》

設置した蓄電池全体が確認できる「蓄電池の全体写真」及び、パワーコンディショナーの機器全体が確認できる「パワーコンディショナー設置の全体写真」が必要です。

《電気自動車等充給電設備(V2H)》

設置したパワーコンディショナーの機器全体が確認できる「EV用パワーコンディショナー」及び、「モニター画面全体写真」が必要です。

Q17 「補助対象経費の小計（消費税込み額）」が領収書の金額と一致していない場合は？

一致していない場合は領収書等にその「理由」を書き入れてください。
（例：補助対象外の屋根の修繕工事〇円を含む。等）

Q18 「住民票」の住所と、補助対象設備の設置場所が違う場合は？

補助対象となるシステムの設置場所は自らが居住する住宅であることから、実績報告時まで、住民票を居住する鳴門市内の住所（補助対象設備の設置場所）に異動してください。

▼補助金の請求・振込について

Q19 補助金は請求書を提出してどれぐらいで振り込まれますか？

請求書を提出いただいてから、概ね約1か月程度のお時間をいただきます。

Q20 振込先口座は家族名義などでも大丈夫ですか？

「申請者本人名義の口座のみ」となっています。

Q21 ネット銀行や当座預金口座にも振込できますか？

振込可能です。

▼補助対象設備の処分について

Q22 家の売却等により、補助を受けたシステムを手放す時は？

以下に記載の法定耐用年数経過前に、売却や譲渡、廃棄、担保などに供するときは、「補助金処分承認申請書」を環境政策課まで提出してください。補助対象となっているシステムについて、法定耐用年数の期間内は「善良なる管理者の注意」をもって管理してください。

- 【法定耐用年数】・住宅用太陽光発電システム…17年
・家庭用蓄電池システム、電気自動車等充給電設備（V2H）…6年